

射水市 循環型社会形成推進地域計画(第2次)

射水市

平成28年12月

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項-----	1
(1) 対象地域 -----	1
(2) 計画期間 -----	1
(3) 基本的な方向-----	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標-----	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	2
(2) 生活排水の処理の現状 -----	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	4
(4) 生活排水処理の目標-----	6
3. 施策の内容 -----	7
(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進 -----	7
(2) 処理体制 -----	11
(3) 処理施設の整備-----	13
(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業 -----	13
(5) 施設整備に関する計画支援事業-----	14
(6) その他の施策-----	14
4. 計画のフォローアップと事後評価-----	15
(1) 計画のフォローアップ -----	15
(2) 事後評価及び計画の見直し-----	15

添付書類

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：射水市

面積：109.43 km²（平成27年射水市統計書、平成27年10月1日現在）

人口：94,147人（住民基本台帳人口、平成28年3月31日現在）

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、計画目標年度を平成34年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

射水市（以下、「本市」という。）では、平成24年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の見直し時期を迎えたことから、今年度（平成28年度）に次期計画を策定しているところである。

なお、第2次射水市総合計画（平成26年度）の「潤いのある安心して暮らせるまち」の中では、「循環型社会・低炭素社会の構築に向けて、太陽光、風力、バイオマスなど自立分散型の再生エネルギーの導入や、ごみの減量化及び再資源化を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。」としており、その理念を実現していくための基本方針を定め、今後も、「一般廃棄物処理基本計画」を基に廃棄物行政に関わる各種施策に取り組んでいくものである。

本市におけるごみ処理・処分は、本市が所管する「クリーンピア射水（ごみ焼却施設）」と「ミライクル館（廃棄物再生利用施設、保管施設）」、「野手埋立処分所」で行っている。

このうち、「ミライクル館（粗大不燃物処理施設）」では、燃えないごみの破碎・選別処理を行ってきたが、平成27年度以降は民間施設で中間処理（破碎・選別）の委託を開始した。それにより、これまで鉄のみの回収だったものが、アルミ等の非鉄金属の回収も可能となり、より資源化に資する処理体制の構築に寄与している。

また、「クリーンピア射水」は、稼働開始から13年以上が経過したところであり、ごみ焼却施設の特性として、設備・機器や部材は、高温・多湿や腐食性雰囲気暴露される状況下で稼働することが多いことから、性能低下や摩耗の進行が早く、施設全体としての耐用年数が短いと見なされており、全国的には20年程度で施設全体を廃止している例もある。しかしながら、国内では、財政状況が厳しい状況もあり、効率的な施設整備や保全管理を充実させる「ストックマネジメント」の考え方の導入に積極的な自治体が最近増えてきており、この考え方に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減が図られてきている。本市においても、既存施設を有効利用する「ストックマネジメント」の考え方に基づき、施設機能の効率的な維持が可能となるよう、「クリーンピア射水」の基幹的設備改良事業を行うことにしている。

なお、生活排水の処理については、水洗化が進んでいるものの、更なる水洗化を進めるため、今後も下水道等の処理区域以外の住宅等に対し、浄化槽設置補助を行うことで未処理人口の削減に努めていく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりである。

総ごみ排出量は、集団回収量も含め38,503トンであり、再生利用される総資源化量は11,898トンで、リサイクル率は31%である。

中間処理による減量化量は24,876トンであり、集団回収量を除いた排出量の70%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の5%にあたる1,729トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は27,754トンである。

また、クリーンピア射水では、ごみの焼却熱を蒸気回収することによる発電を行っており、施設内で有効利用している。発電電力量は7,257MWhである。

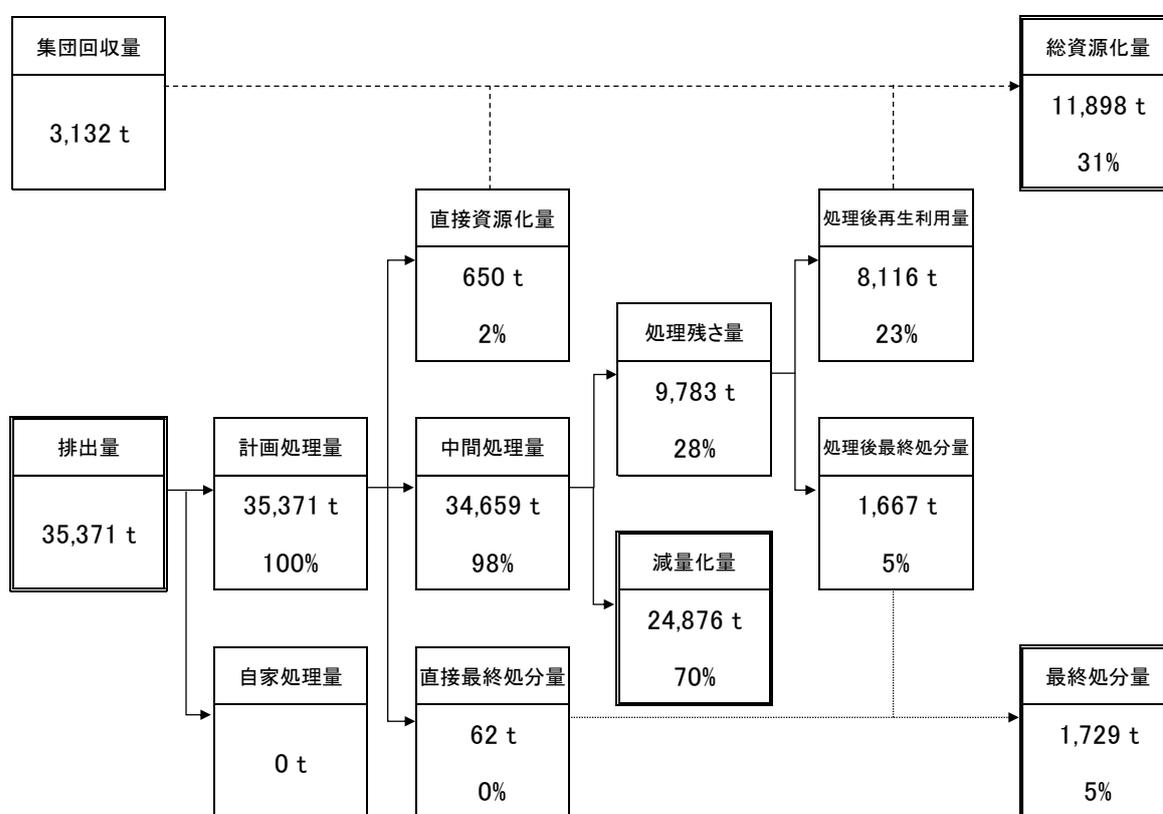


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿と浄化槽汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で94,147人であり、水洗化人口は87,121人、汚水衛生処理率は92.5%である。

し尿排出量は1,823kl/年、浄化槽汚泥排出量は8,941kl/年であり、処理量は合わせて10,765kl/年である。

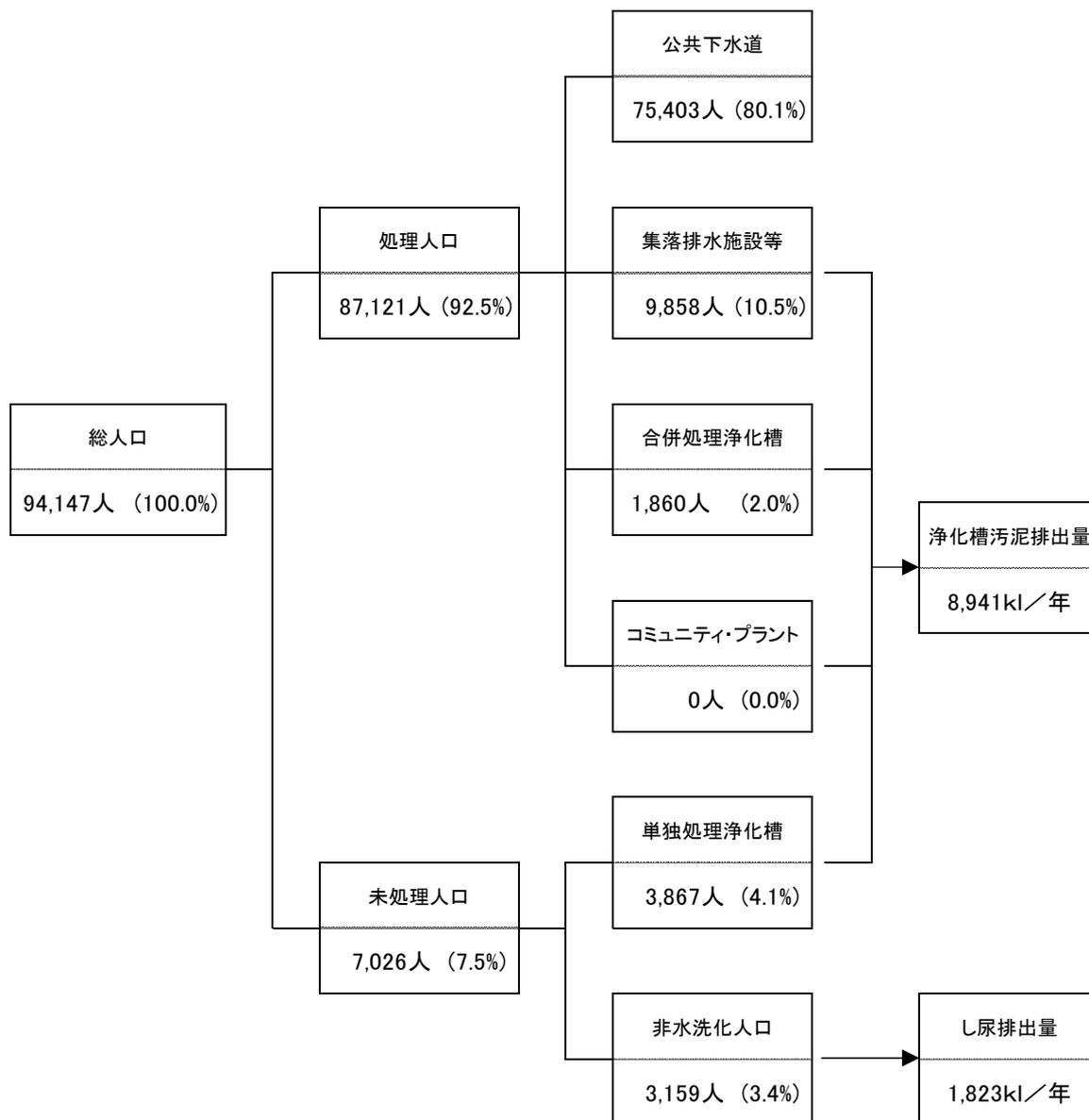


図2 生活排水の処理状況フロー（平成27年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標	年	現 状 (割合※ ¹)	目 標 (割合※ ¹)
		【平成27年度】	【平成34年度】 [H27比※ ¹]
排 出 量 (集団回収除く)	事業系 総排出量	15,492 トン	13,952 トン [- 10%]
	1事業所当たりの※ ² 排出量	2.35 トン/事業所	2.10 トン/事業所 [- 11%]
	家庭系 総排出量	19,879 トン	17,904 トン [- 10%]
	1人当たりの※ ³ 排出量	196.51 kg/人	178.67 kg/人 [- 9%]
	合計 (事業系・家庭系) 排出量合計	35,371 トン	31,856 トン [- 10%]
再生利用量	直接資源化量	650 トン (2%)	780 トン (2%)
	総資源化量 (集団回収を含む)	11,898 トン (31%)	11,857 トン (34%)
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	7,257 MWh	6,244 MWh
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量 (中間処理前後の差)	24,876 トン (70%)	21,509 トン (68%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,729 トン (5%)	1,508 トン (5%)
	集団回収量	3,132 トン	3,018 トン [- 4%]

※¹ 排出量の [] 値は現状[H27]に対する割合を、その他の () 値は排出量合計に対する割合

※² 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※³ 1人当たりの排出量 = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

平成34年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図3のとおりである。

総ごみ排出量は、集団回収量も含め34,874トンであり、再生利用される総資源化量は11,857トンで、リサイクル率は34%である。

中間処理による減量化量は21,509トンであり、集団回収量を除いた排出量の68%を減量化する。また、集団回収量を除いた排出量の5%にあたる1,508トンを埋め立てる。

なお、中間処理量のうち焼却量は24,017トンである。

また、クリーンピア射水では、ごみの焼却熱を蒸気回収することによる発電を行い、施設内で有効利用する。発電電力量は6,244MWhである。

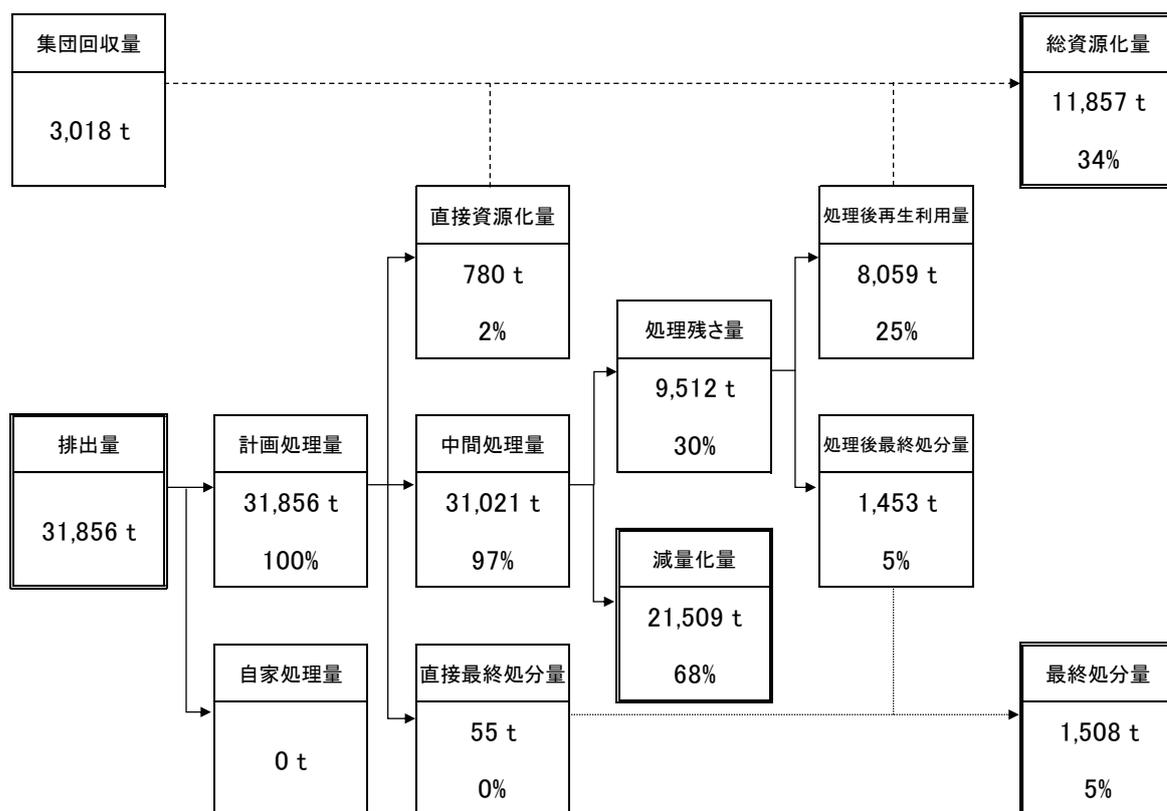


図3 一般廃棄物の処理状況フロー（平成34年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標については、表2のとおりである。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成27年度実績		平成34年度目標	
処理 形態 別 人 口	合併処理浄化槽	1,860 人	(2.0%)	1,909 人	(2.1%)
	公共下水道	75,403 人	(80.1%)	74,868 人	(82.3%)
	集落排水施設等	9,858 人	(10.5%)	7,926 人	(8.7%)
	コミュニティ・プラント	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	処理人口 計	87,121 人	(92.5%)	84,703 人	(93.1%)
	未処理人口	7,026 人	(7.5%)	6,260 人	(6.9%)
合 計		94,147 人	(100.0%)	90,963 人	(100.0%)
し 尿 ・ 汚 泥 の 量	汲み取りし尿量	1,823 kl		1,435 kl	
	浄化槽汚泥量	8,941 kl		7,914 kl	
	合 計	10,765 kl		9,349 kl	

備考) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進

① 家庭における発生抑制、再使用、再資源化の推進

ア. ごみの減量化・資源化教育の推進

ものを大切にすることを育むためには、身の回りの環境への愛着や、かけがえのない自然への理解といったことが基本となることから、学校教育・社会教育・生涯学習等といった場面で環境教育、環境学習の推進を図るよう努めていく。

その中でも、学校教育の一環として行っている「いみず環境チャレンジ10」は、小学4年生（10歳）の児童を対象に、地球温暖化防止やごみの減量化に関することを学び、自ら目標（10個）を設定するとともに家族と一緒に取り組み（10週間）、自己評価するということを通じ、家庭における脱温暖化やごみの減量化の取り組みの定着を図ることを目的として実施している。

これは、富山県が「とやま環境チャレンジ10」として実施しているものと同一の内容であるが、射水市では県の対象校とならない射水市内すべての小学校においても等しく環境を学ぶ機会を設け、家庭からの脱温暖化に向けた取り組みを促進するため、平成22年度から「いみず環境チャレンジ10」として実施している。

また、その他にも、ごみ処理施設の見学会等を通じて、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量化や資源化活動に対する啓発を図っている。

例：ミライクル館（プラザ棟）を環境学習の拠点として活用
○体験コーナー／体験工房：紙すき（牛乳パックからはがき作り）、ペットボトル飛行機工作体験者を募集等
再生工房：家具等の修理や展示等
○情報コーナー／パソコンQ&A、伝言板、映像や書籍による学習等

イ. 出前講座・講習会・講演会・シンポジウム等の開催

ごみの減量化や資源化について、一層の理解と関心を持って貰えるように、自治会や婦人会等からの要望に応じて職員が説明を行う出前講座を継続的に実施している。

また、定期的に学識経験者や市民団体を招くなどして、講習会や講演会・シンポジウムの開催に努めている。

ウ. 啓発イベント

市民一人ひとりが自ら「ごみ」を身近な問題として認識し、ごみの減量化や資源化への取り組みをより一層推進するため、市民参加による「いみず環境フェア」（エコ商品の紹介・展示、資源ごみ及び使用済み廃小型家電の回収、地産地消販売、再生品活用市等）といったイベントを開催している。

エ. 普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用

ごみの減量化や資源化の促進とごみの排出マナーの向上を図るため、広報紙、パンフレット、ホームページ等を充実し、新聞やインターネット、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種情報媒体を活用した情報発信に努める。

また、市民からの意見や提案を聴取し、ごみ処理行政に反映させていくため、電子メール等を今後も活用していく。

オ. 標語やポスターの募集

ごみを減らすアイデアやものを大切にする意識を育てる標語やポスター等を募集し、広報やホームページ等で公表している。

カ. 表彰制度の推進

ごみの減量化や資源化を実践した団体や個人、集団回収等を活発に行っている団体、排出マナーが優良な地域や校下等に対して表彰し、広報等でその活動を紹介するためのしくみづくりの推進に努めている。

キ. 不用品交換等によるリサイクルの促進

市民団体や行政が主催する出店料無料のフリーマーケットやバザー、不用品交換会等のリサイクル情報を新聞やインターネット、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種情報媒体を利用したりして提供する。

また、ボランティア団体等が、不用になった衣服を市民から回収し、海外の戦争や災害の被災国、避難民キャンプへ寄付する活動を支援していく。

ク. ごみの排出ルールの遵守・指導徹底

ごみステーションの保全を目的として、自治会等と協力しながら、各地域の特性に応じた分別排出指導や不法投棄の防止に努めている。

また、分別排出を指導する際には、地域ごとの環境保全に対する意識や行動の違いを考慮して行う。

ケ. 使用済み廃小型家電の資源化の推進

「小型家電リサイクル法」の施行に伴い、使用済み廃小型家電を資源ごみとして分別回収し、民間資源化施設を活用した資源化を実施している。平成27年9月からは、新たにパソコンも回収対象としている。

今後も、資源化を推進し、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制を図っていく。

コ. 小売店等の店頭回収の促進

スーパーマーケット等の店頭において、牛乳パックや白色トレイ等の回収を促進し、資源化を進めてもらっている。

サ. レジ袋等の容器包装の有料化や買い物袋持参(マイバッグ)運動の促進、収集ごみの有料化制度の継続及び適宜見直し

レジ袋等といった容器包装の有料化や繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の持参は、実際にレジ袋を減らす運動であるとともに、市民のごみを減らす(不要なものを買わない、ものを大切にする等)ための意識の啓発にも役立つ。

そこで、持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を推進する。

また、家庭系燃えるごみの有料化制度を継続することで、分別排出を促進させるとともに、処理経費に見合った処理手数料となるよう適宜見直しを検討していく。

シ. 資源再利用推進報奨金交付制度の実施

自治会等の市民団体による有価物の集団回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化や資源化が効果的に進められるように、報奨金の交付等による支援制度を継続的に実施していく。

ス. ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の継続

広報やホームページ等で補助金交付制度の周知を図り、普及・拡大に努める。なお、補助金額については情勢に応じて見直しを図る。

セ. 生ごみの減量化・資源化の推進

生ごみは、バイオマス（生物由来の有機性資源）としての利用価値が高いことから、脱焼却処理を目指し、「射水市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業を関係部局や民間資源化施設等と連携しながら、引き続き推進していく。

また、平成28年5月に行われた「G7 富山環境大臣会合」で採択された「富山物質循環フレームワーク」の具体例である食品ロス・食品廃棄物対策として、会食や宴会の席では、最初の30分間と最後の10分間は全員が自席を立たずに食事をし、食べ残しを極力少なくすることを目的とした「3010運動」が全市に広まるよう努める。

ソ. 生活排水対策に係る啓発活動の強化

家庭等から排出される水質汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ホームページ等の広報媒体を通じた生活雑排水の削減対策に係る補助制度や合併処理浄化槽管理等に関する広報活動の実施
- ・廃油ポット、三角コーナネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
- ・無リン洗剤、せっけんの使用

②事業所における発生抑制、再使用、再資源化の推進

ア. 過剰包装の抑制

流通業者や小売業者との連携により、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

イ. 市内事業所へのごみ減量・資源化指導

大規模な事業所については、毎年事業系一般廃棄物減量・資源化計画書の提出を求め、ごみの減量・分別による資源化に、より一層努めるよう指導を行う。

ウ. 「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知

富山県では、レジ袋無料配布廃止の取組結果として、高水準のマイバッグ持参率が維持されている状況等を受け、エコライフの一層の定着・拡大を図るため「とやまエコ・ストア制度^{*}」を創設した。

今後も、本制度の活用を小売店等に働きかけるとともに、協力店を市民に広く周知していく。

^{*}レジ袋無料配布廃止に加え、資源ごみの店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する制度。

工. ごみの搬入管理の強化

毎年、許可業者に対して、対象事業所の名前・所在地・契約収集量のリストの提出を求め、その際に必要に応じて、搬入ごみの内容についての検査を行っており、今後も引き続き実施していく。

オ. 排出事業所や許可業者に対し、資源ごみの分別回収を誘導するための指導・啓発

排出事業所や許可業者に対し、燃えるごみの中に混入している古紙や段ボール、白色トレイ等の資源ごみを分別回収するよう指導・啓発を行っていく。

カ. リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な使用、販売の促進

小売業者等に対して、購入時に、再利用可能なリターナブル容器等を選択するよう啓発していく。また、市内の商店や量販店に対して、広報やホームページ上で再生品の使用をPRしていき、再生原料を用いた商品や環境にやさしい商品の販売への協力を要請していく。

さらに、市として、積極的に再生品利用やグリーン調達の促進に取り組んでいく（再生原料を用いた事務用品・事務機器・制服や、エネルギー効率に優れた電気器具、公共工事における再生資材の使用等）。

キ. ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の継続

事業所又は営業所に対して、ごみの減量化や資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、ごみ自家処理機材の購入に要した経費について補助制度を設けており、今後も継続していく。

また、その他事業所が資源化に取り組める環境整備について調査・研究していく。

ク. 事業所ごみ(直接搬入ごみ)の処理手数料の公平で適正な徴収の推進

現在、事業系ごみについては、搬入量にk g単価を乗じる従量制により処理手数料を徴収し、有料化を行っている。

今後もこの制度を継続するとともに、処理経費に見合った処理手数料となるよう適宜見直しを検討していくものとする。

(2) 処理体制

①家庭系一般廃棄物処理体制の現状と今後

家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後については、表3（次頁）のとおりであり、今後も、現行の体制を継続する。

燃えるごみは、焼却・溶融を行い、サーマルリサイクルとスラグの回収を行う。

燃えないごみは、破碎・選別を行い、有価物の回収を行う。

資源ごみについては、資源価値を高めるためにリサイクルプラザで中間処理・保管を行う。

なお、最終処分するものは出来るだけ減量した上で、埋立処分とする。

②事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

家庭系ごみの分別に準じ、搬入・処分を行う。

③一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本市の一般廃棄物処理施設で併せて処理している産業廃棄物はなく、将来的にも実施予定はない。

④生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、下水道の整備を進めることを基本とするが、合併処理浄化槽の整備が必要な一部地域もある。そのため、下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進めていく。

し尿と浄化槽汚泥については、し尿処理施設において処理している。し尿処理施設より生じたし渣及び汚泥は、脱水・焼却処理後、焼却灰を野手埋立処分所にて埋立処分している。

⑤今後の処理体制の要点

◇今後も現行の処理体制を継続し、引き続き、効率的な収集運搬の実施を行う。

◇下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進めていく。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成27年度)			今 後 (平成34年度)				
分別区分	処理方式	処理施設等		分別区分	処理方式	処理施設等	
		一次処理	二次処理			一次処理	二次処理
燃えるごみ	焼却	・クリーンピア射水	・民間業者へ処理(資源化)委託 ・野手埋立処分所	燃えるごみ	焼却	・クリーンピア射水	・民間業者へ処理(資源化)委託 ・野手埋立処分所
燃えないごみ	破碎選別	・民間中間処理施設	・民間業者へ処理(資源化)委託 ・クリーンピア射水 ・野手埋立処分所	燃えないごみ	破碎選別	・民間中間処理施設	・民間業者へ処理(資源化)委託 ・クリーンピア射水 ・野手埋立処分所
埋立ごみ	埋立	・野手埋立処分所	—	埋立ごみ	埋立	・野手埋立処分所	—
資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ
その他紙製容器包装	選別圧縮保管	・ミライクル館 廃棄物再生利用施設	・民間業者へ処理(資源化)委託	その他紙製容器包装	選別圧縮保管	・ミライクル館 廃棄物再生利用施設	・民間業者へ処理(資源化)委託
ペットボトル				ペットボトル			
その他プラ製容器包装				その他プラ製容器包装			
スチール缶				スチール缶			
アルミ缶				アルミ缶			
無色ガラスびん				無色ガラスびん			
茶色ガラスびん				茶色ガラスびん			
その他ガラスびん				その他ガラスびん			
飲料用紙製容器	保管	・ミライクル館 保管施設	・民間業者へ処理(資源化)委託	飲料用紙製容器	保管	・ミライクル館 保管施設	・民間業者へ処理(資源化)委託
段ボール				段ボール			
古紙類				古紙類			
使用済み廃小型家電				使用済み廃小型家電			
パソコン				パソコン			
飲料用紙製容器	資源化	・民間業者へ処理(資源化)委託	—	飲料用紙製容器	資源化	・民間業者へ処理(資源化)委託	—
段ボール				段ボール			
ペットボトル				ペットボトル			
白色トレイ				白色トレイ			
スチール缶				スチール缶			
アルミ缶				アルミ缶			
古紙類				古紙類			
古布				古布			
処理実績 (トン)	処理実績 (トン)	処理実績 (トン)	処理実績 (トン)	処理実績 (トン)	処理実績 (トン)	処理実績 (トン)	処理実績 (トン)
17,164	1,303	34	217	15,047	1,174	31	260
92	391	25	92	110	469	30	110
24	126	46	391	29	151	55	469
3	5	11	25	4	183	6	30
11	27	2	24	13	151	2	29
27	2	11	126	32	183	13	151
2	11	30	153	2	55	13	183
11	30	44	46	13	4	6	55
30	44	9	3	13	4	6	4
44	9	5	5	13	4	6	6
9	5	23	11	13	4	6	6
5	23	133	27	13	4	6	6
23	133	1	2	13	4	6	6
133	1		2	13	4	6	6
1			2	13	4	6	6

(3) 処理施設の整備

① 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	クリーンピア射水 基幹的設備改良事業 ^{※1}	138t/日	射水市西高木1150番地	H31～H33

【整備理由】事業番号1：ごみ焼却施設の延命化を行い、施設運営の効率化（施設整備費、維持管理費の縮減等）を図るため。

※1 「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」の交付対象事業に該当。

② 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成27年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業 ^{※2}	0	5	35	H29～H33
—	浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—
—	その他地方単独事業	—	—	—	—
—	合計	0	5	35	

※2 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

上記(3)の施設設備に先立ち、表6のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表6 長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る長寿命化総合計画策定支援事業 ^{※3}	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」に基づき、既設（クリーンピア射水）の総合的な長寿命化計画を策定する。	H29

※3 「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」の交付対象事業に該当

(5) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業*	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に伴う生活環境影響調査を行う。	H29
33	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る事業者選定支援等事業*	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る工事発注仕様書等作成、事業者選定の支援を行う。	H30

*「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」の交付対象事業に該当

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

① 廃家電の資源化に関する普及活動

廃家電の資源化については、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収・再商品化が実施されるよう、関連団体や小売店等と協力して、引き続き、回収方法の普及啓発を行っていく。

② 不法投棄防止対策の推進

河川・海岸・山間地における廃棄物不法投棄合同パトロールや、街灯の設置等を行い、不法投棄の発生防止を図っている。

今後も引き続き、適切な対策を推進していくとともに、不法投棄は有料化に付随する問題でもあることから、十分な検討を行っていく。

③ 廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催等

市民や事業者の意見、要望を反映させ、廃棄物の減量等を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された射水市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化や資源化及び適正処理の推進に関し調査及び審議する。

また、自治会や射水市環境衛生協議会等の市民団体と連携を図りながら、市民参加によるごみの減量化や資源化、分別排出の指導及び快適な生活環境の保全の推進に努めていく。

④ 災害時の廃棄物処理に関する事項

「射水市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害時に発生する災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるような体制を整備するとともに、平常時から県及び近隣市町村等の関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制の構築に努めていく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び富山県と意見交換を行うとともに、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、進捗状況の把握を行い、その結果が取りまとめられた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

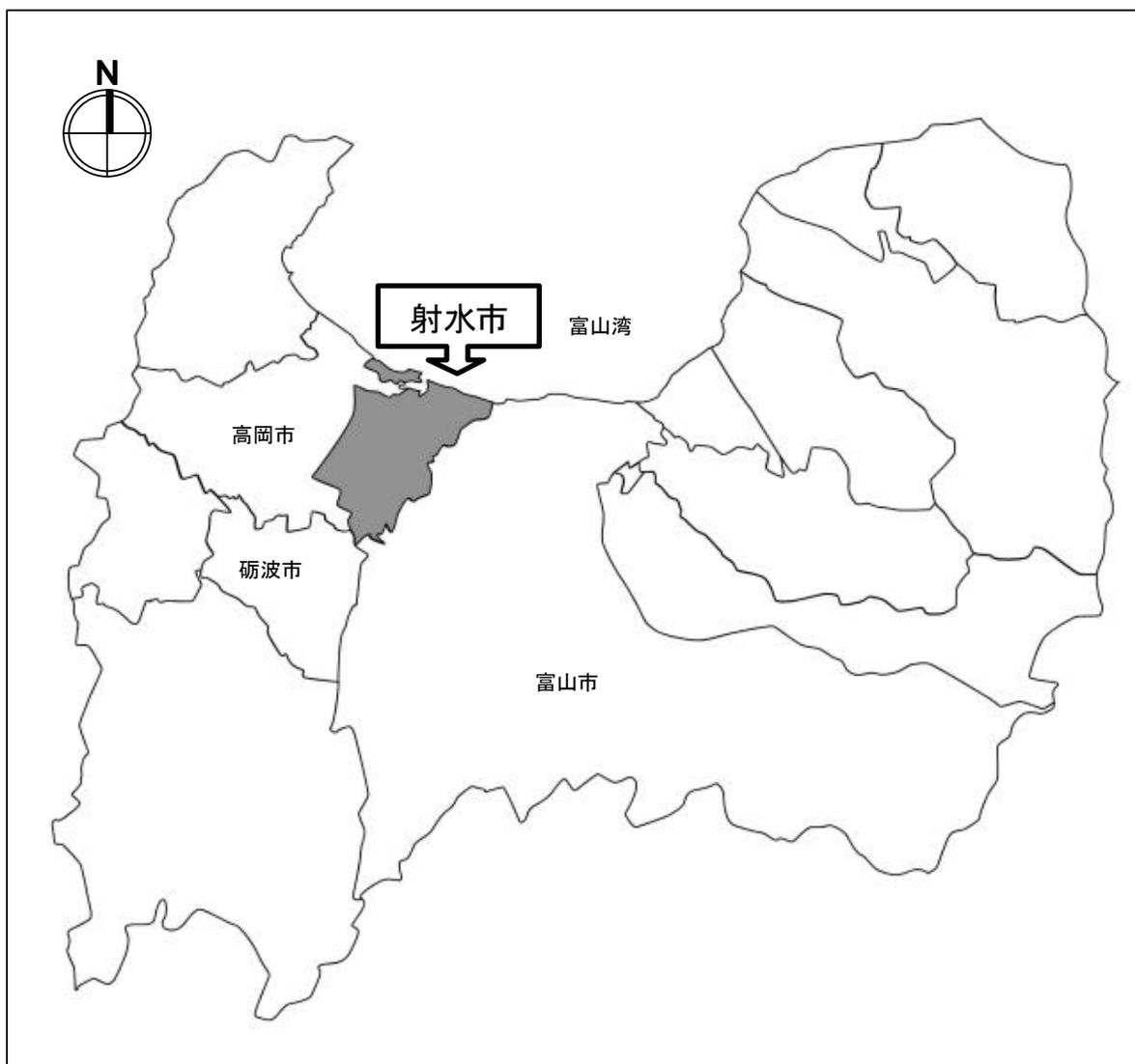
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

射水市 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

1. 対象地域図 ----- 資料- 1
 2. 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ ----- 資料- 2
 3. 生活排水処理に係る計画図 ----- 資料- 5
 4. 現有処理施設の概要 ----- 資料- 6
 5. 地域内の施設の現況と予定(位置図) ----- 資料- 7
-
- 様式1 (循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1) ----- 資料- 8
 - 様式2 (循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2) ----- 資料-11
 - 様式3 (地域の循環型社会形成推進のための施策一覧) ----- 資料-12
-
- 参考資料様式2 (施設概要:熱回収施設系) ----- 資料-14
 - 参考資料様式5 (施設概要:浄化槽系) ----- 資料-15
 - 参考資料様式6 (長寿命化総合計画策定支援概要) ----- 資料-16
 - 参考資料様式6 (計画支援概要) ----- 資料-17

1. 対象地域図

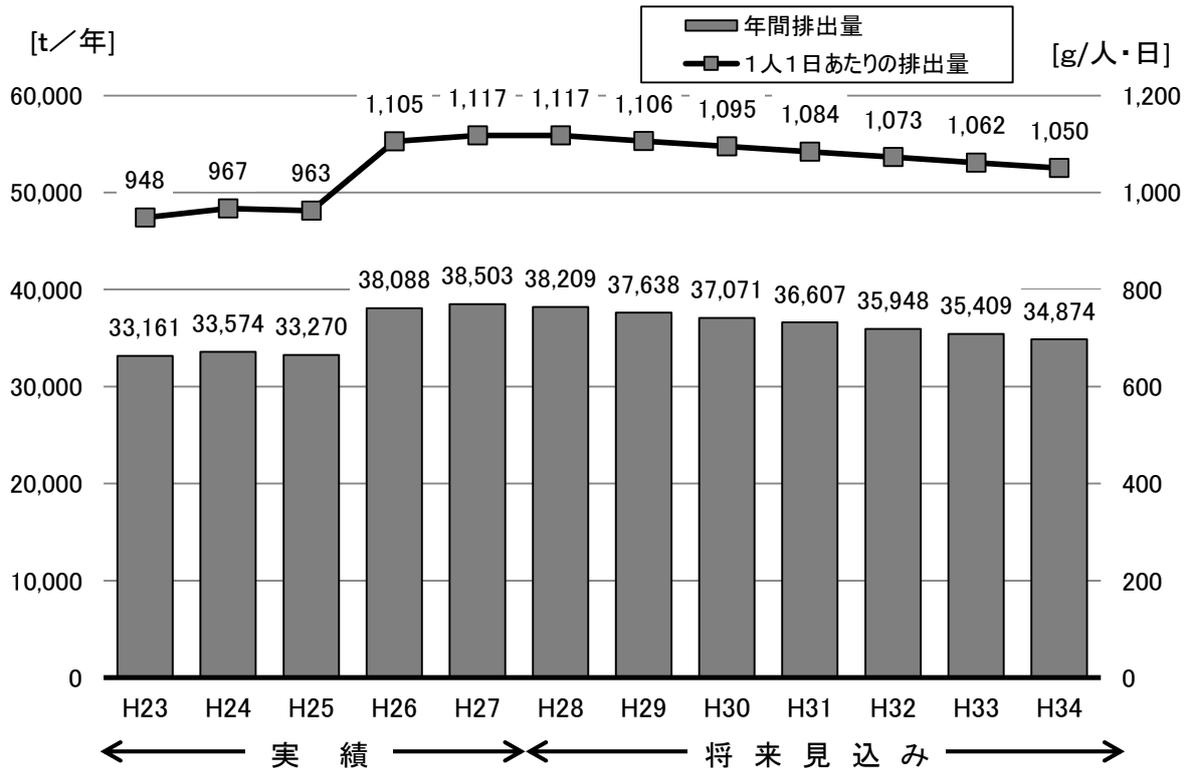


構成市町村名	射水市
面積	109.43 km ²

添付図 1 対象地域図

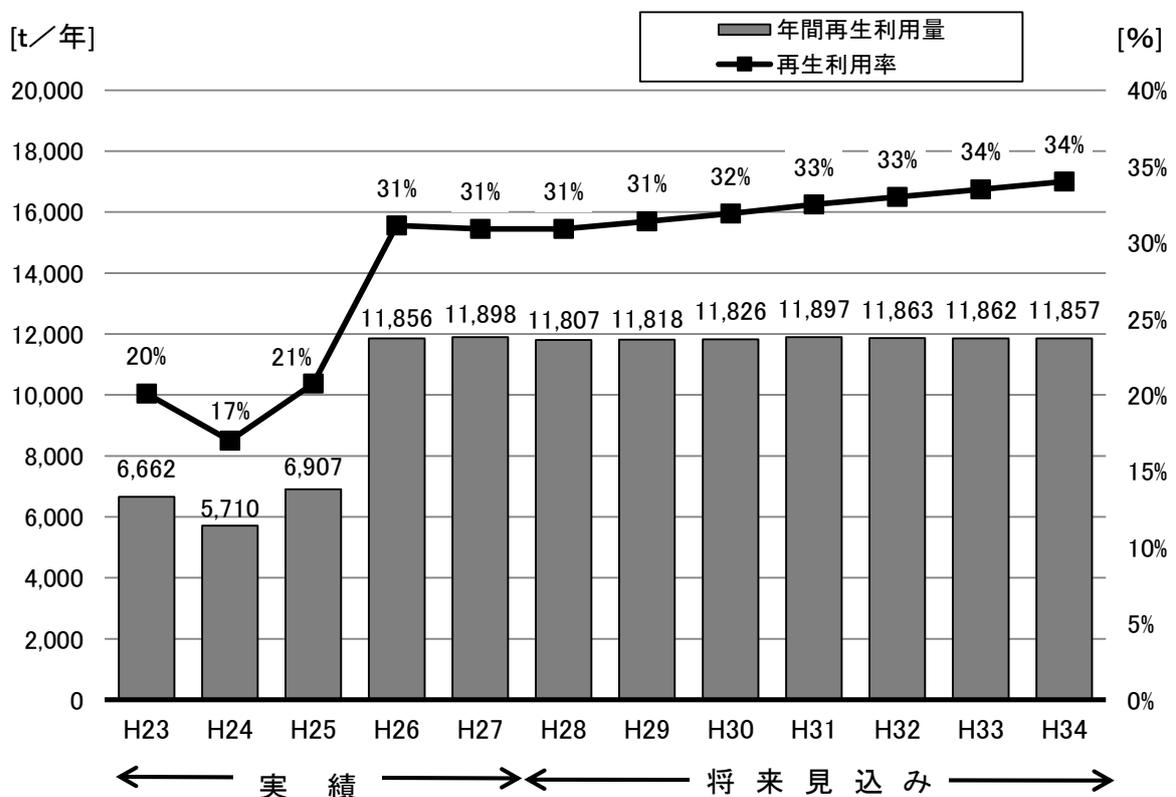
2. 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

(1) 一般廃棄物に係る減量化等の目標及び収集人口の推移



備考1) 平成26年度以降、事業系資源物をごみ排出量としてカウントしている。

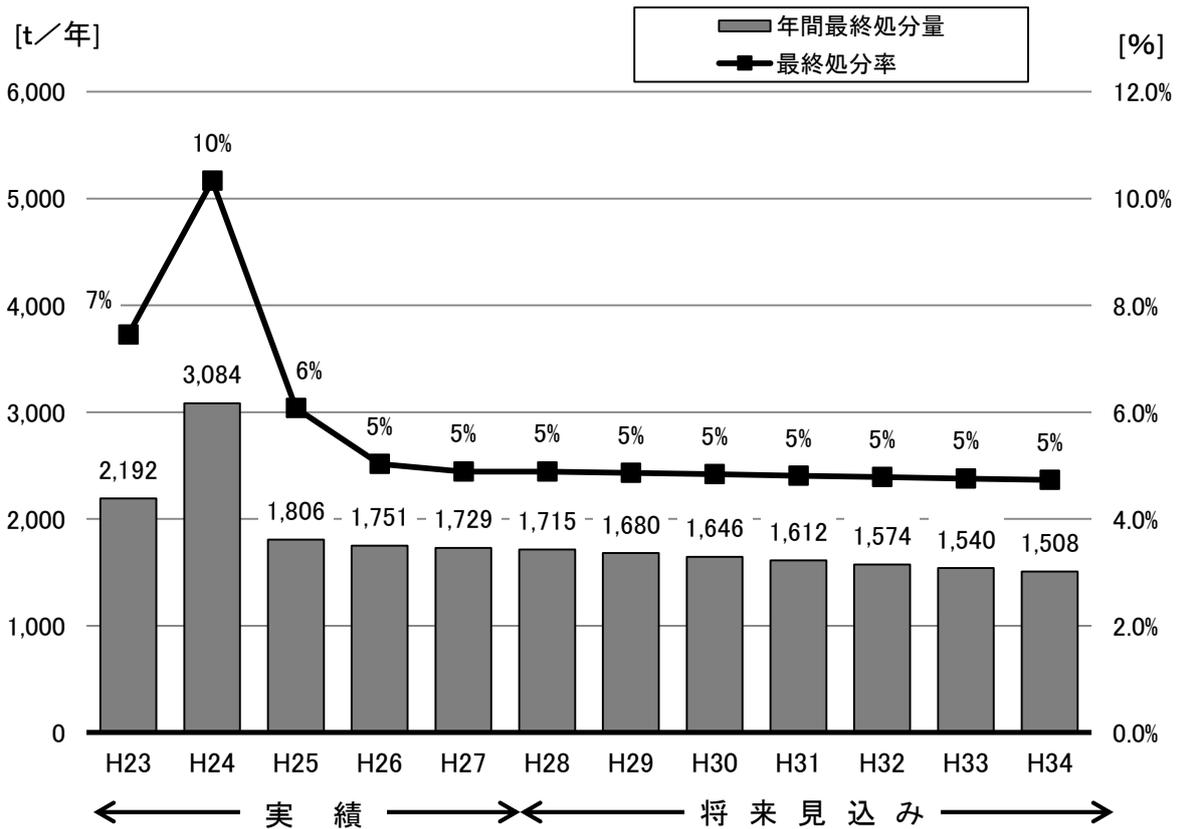
添付図2 総ごみ排出量（集団回収含む。）の推移



備考2) 平成26年度以降、事業系資源物をごみ排出量としてカウントしている。

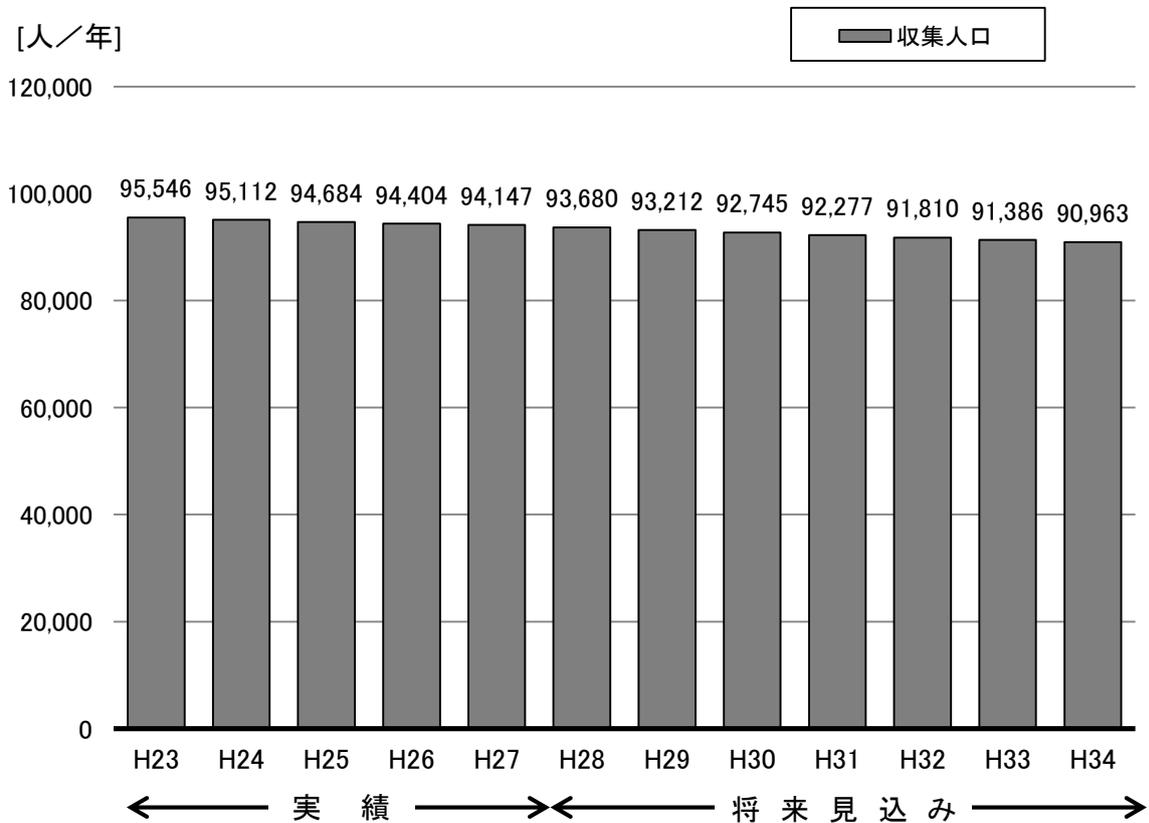
備考3) 平成24年度は、クリーンピア射水から排出された熔融スラグを埋立処分している。

添付図3 再生利用量の推移



備考1) 平成24年度は、クリーンピア射水から排出された溶融スラグを埋立処分している。

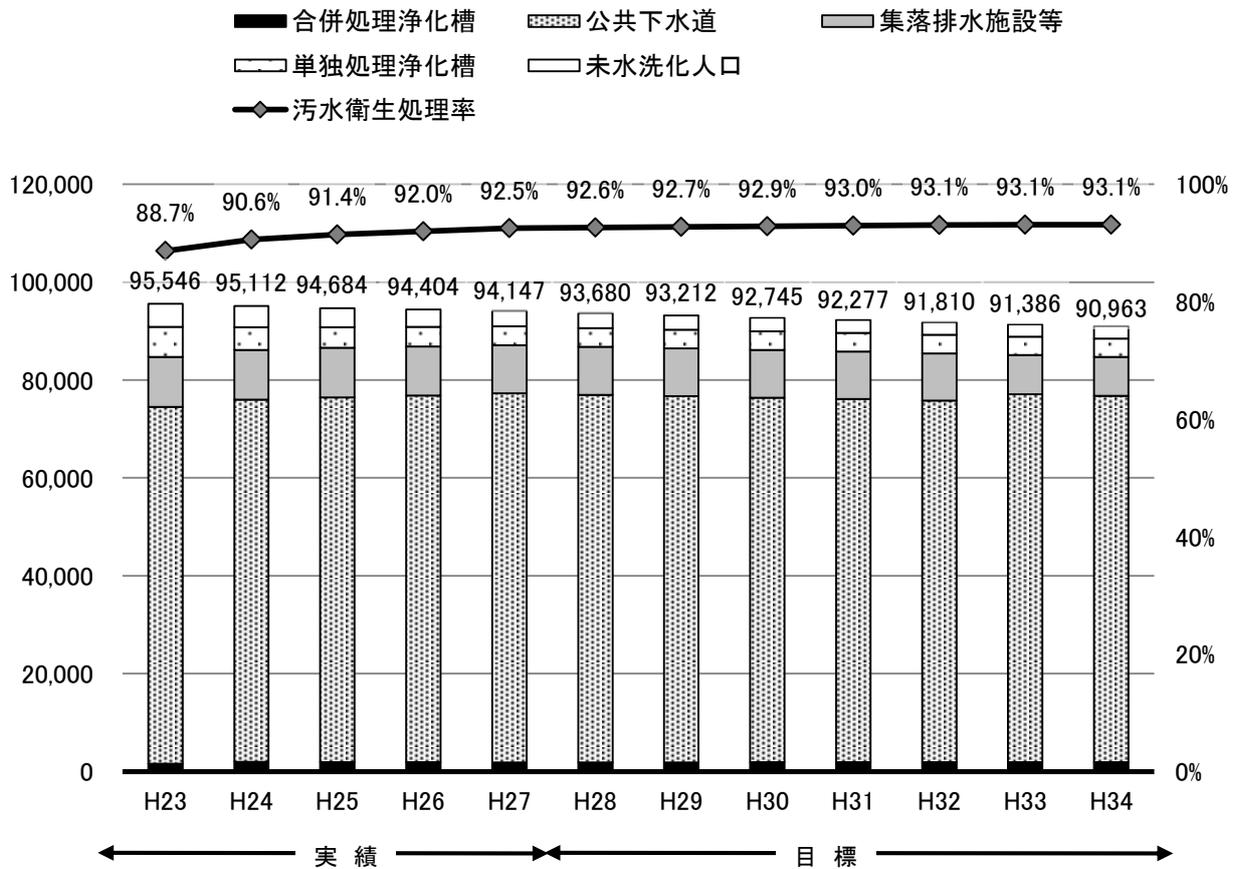
添付図4 最終処分量の推移



備考2) 出典は住民基本台帳人口。なお、平成23年度のみ外国人登録者数を含む。(各年度3月31日現在)

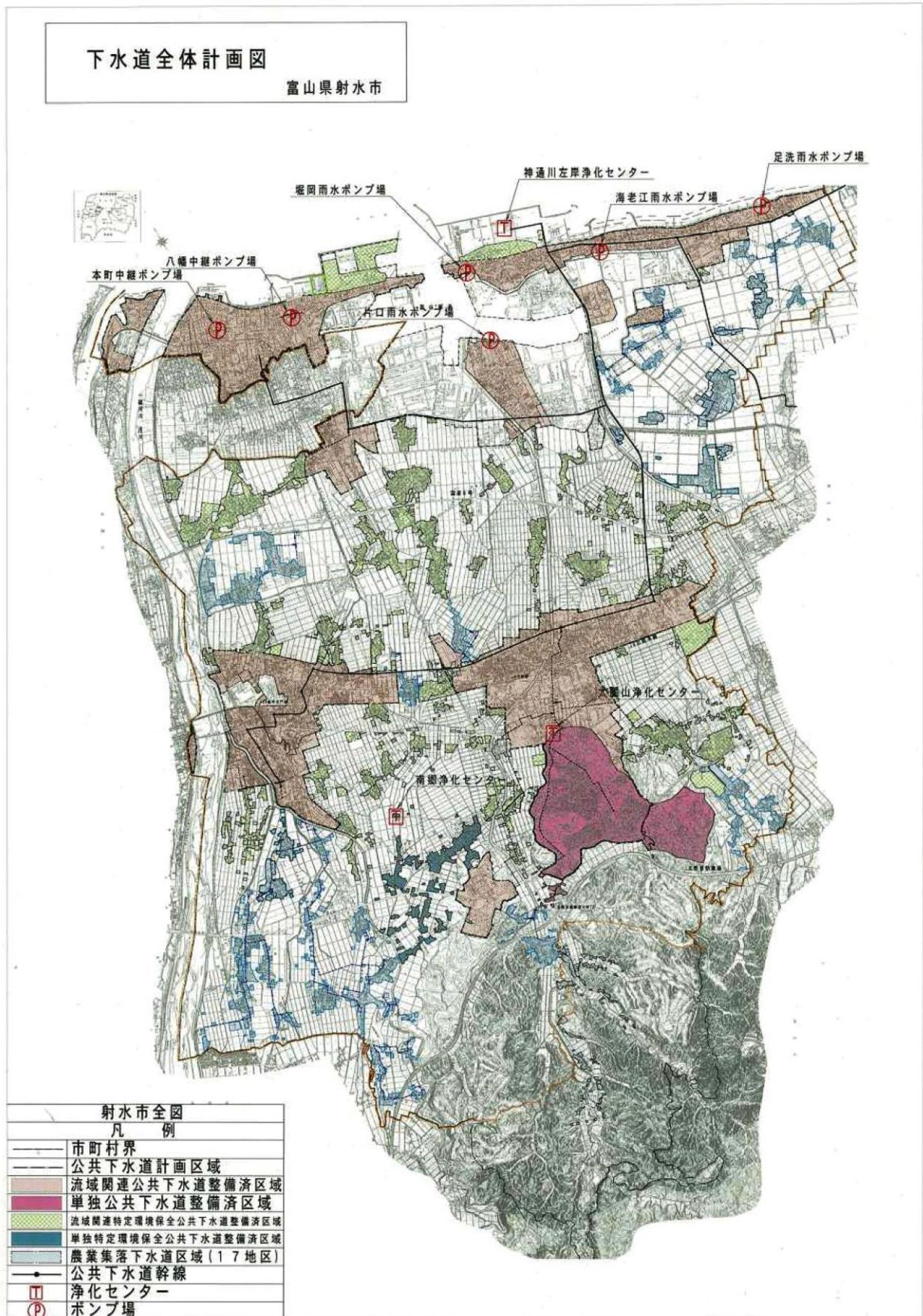
添付図5 収集人口の推移

(2) 生活排水処理形態別人口の推移



添付図 6 生活排水処理形態別人口の推移

3. 生活排水処理に係る計画図(P.13、P.資料-10、15参照)



4. 現有処理施設の概要

番号	施設名称	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年	※ 位置図 対応
1	クリーンピア射水	燃えるごみ	138t/24h	射水市西高木 1150番地	H15.3	①
2	ミライクル館 [廃棄物再生利用施設]	金属缶(スチール缶、 アルミ缶)、ペットボ トル、その他プラ製容 器包装、その他紙製容 器包装	8.74t/5h	射水市西高木 1150番地	H15.3	②
	ミライクル館 [保管施設]	圧縮成形品、飲料用紙 製容器、段ボール、ガ ラスびん(無色・茶 色・その他)、古紙、 古布	32.75t/日	射水市西高木 1150番地	H15.3	③
		熔融スラグ	521m ² (3,750m ³)		H24.3	③
3	野手埋立処分所	埋立ごみ	280,000m ³	射水市入会地 字東笹鎌野90	S57.3	④
4	射水市衛生センター	し尿、浄化槽汚泥	116kl/日 (し尿：100kl/日) (浄化槽汚泥：16kl/日)	射水市寺塚原 904番地	S62.9	⑤

※『5. 地域内の施設の現況と予定(位置図)(次頁)』及び『3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定(P.資料-9)』に示す番号に対応。

5. 地域内の施設の現況と予定(位置図)



添付図 7 地域内の施設配置図

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

1 地域の概要

(1)地域名	射水市	(2)地域内人口	94,147人	(3)地域面積	109.43 km ²
(4)構成市町村等名	射水市	(5)地域の要件*	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input checked="" type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	該当なし				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（割合※）					目標（割合※）	
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成34 [H27比※]	
排出量 （集団回収除く）	事業系 総排出量	トン	9,477	9,346	9,598	14,906	15,492	13,952 [- 10%]
	1事業所当たりの排出量	トン/事業所	2.07	2.08	2.17	2.24	2.35	2.10 [- 11%]
	家庭系 総排出量	トン	19,929	20,500	20,128	19,906	19,879	17,904 [- 10%]
	1人当たりの排出量	kg/人	195.07	200.47	196.99	196.04	196.51	178.67 [- 9%]
	合計 事業系・家庭系排出量合計	トン	29,406	29,846	29,726	34,812	35,371	31,856 [- 10%]
再生利用量	直接資源化量	トン	398 (1%)	583 (2%)	662 (2%)	600 (2%)	650 (2%)	780 (2%)
	総資源化量（集団回収を含む）	トン	6,662 (20%)	5,710 (17%)	6,907 (21%)	11,856 (31%)	11,898 (31%)	11,857 (34%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	MWh	6,446	6,964	6,918	6,846	7,257	6,244
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差）	トン	24,307 (83%)	24,780 (83%)	24,557 (83%)	24,481 (70%)	24,876 (70%)	21,509 (68%)
最終処分量	埋立最終処分量	トン	2,192 (7%)	3,084 (10%)	1,806 (6%)	1,751 (5%)	1,729 (5%)	1,508 (5%)
集団回収量		トン	3,755	3,728	3,544	3,276	3,132	3,018 [- 4%]

※排出量の[]値は現状[H27]に対する割合を、その他の()値は排出量合計に対する割合

備考1)平成26年度以降、事業系資源物をごみ排出量としてカウントしている。

備考2)別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-2,3)。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
① 焼却施設 (クリーンピア射水)	射水市	流動床炉 (全連続燃焼方式)	有	138t/24h	H15.4	H34.4 更新 (基幹的 設備改良)	長寿命化	流動床炉 (全連続燃焼方式)	H34.3	138t/24h	
② リサイクルプラザ (ミライクル館: 廃棄物再生利用施設)	射水市	圧縮・破碎・電 磁選別	有	8.74t/5h	H15.4	—	—	—	—	—	
③ ストックヤード (ミライクル館:保管施設)	射水市	保管	有	圧縮成形品等: 32.75t/日	H15.4	—	—	—	—	—	
		保管	有	熔融スラグ:521m ² (3,750m ³)	H24.4	—	—	—	—	—	
④ 最終処分場 (野手埋立処理所)	射水市	セル埋立工法によ る準好気性埋立	有	埋立容量: 280,000m ³ 浸出水処理設備: 100m ³ /日	S57.4	—	—	—	—	—	
⑤ し尿処理施設 (射水市衛生センター)	射水市	低希釈二段活性 汚泥処理方式	有	116kl/日 (し尿:100kl/日) (浄化槽汚泥:16kl/日)	S62.10	—	—	—	—	—	

(備考) 別添資料として計画地域内の施設の状況(現状、予定)を地図上に示したものを添付した(P.資料-7)。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成34
総人口		95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	90,963
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860	1,909
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.7%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%
公共下水道	汚水衛生処理人口	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403	74,868
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	76.3%	77.8%	78.7%	79.4%	80.1%	82.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858	7,926
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.7%	10.7%	10.7%	10.6%	10.5%	8.7%
コミュニティ・プラント	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	10,826	8,968	8,123	7,564	7,026	6,260
	汚水衛生未処理率	11.3%	9.4%	8.6%	8.0%	7.5%	6.9%

備考1) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-4)。

備考2) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			事業期間
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	射水市	275	1,860	平成17年11月	5	35	平成34年	H29～33

備考) 別添資料として計画地域内における生活排水処理に係る計画を地図上に示したものを添付した(P.資料-5)。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 29 年度)

(税込み)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度				
○廃棄物処理施設への先進的 設備導入事業	—	—	—	—	—	—	4,115,880	—	—	778,680	1,668,600	1,668,600	3,212,780	—	—	607,820	1,302,480	1,302,480		
クリーンピア射水 基幹的設備改良 事業(※1)	1	射水市	138	t/日	H31	H33	4,115,880	—	—	778,680	1,668,600	1,668,600	3,212,780	—	—	607,820	1,302,480	1,302,480		
○浄化槽に関する事業	—	—	—	—	—	—	2,205	441	441	441	441	441	2,205	441	441	441	441	441	441	
浄化槽設置整備事業(※2)	2	射水市	5	基	H29	H33	2,205	441	441	441	441	441	2,205	441	441	441	441	441	441	
○廃棄物処理施設における長寿命化 総合計画策定支援事業	—	—	—	—	—	—	11,000	11,000	—	—	—	—	11,000	11,000	—	—	—	—	—	
廃棄物処理施設への先進的設備 導入事業(事業番号1)に係る長寿 命化総合計画策定支援事業(※ 1)	31	射水市	—	—	H29	H29	11,000	11,000	—	—	—	—	11,000	11,000	—	—	—	—	—	
○施設整備に関する計画支援 事業	—	—	—	—	—	—	18,260	10,260	8,000	—	—	—	18,260	10,260	8,000	—	—	—	—	
廃棄物処理施設への先進的設備 導入事業(事業番号1)に係る生活 環境影響調査事業(※1)	32	射水市	—	—	H29	H29	10,260	10,260	—	—	—	—	10,260	10,260	—	—	—	—	—	
廃棄物処理施設への先進的設備 導入事業(事業番号1)に係る事業 者選定支援等事業(※1)	33	射水市	—	—	H30	H30	8,000	—	8,000	—	—	—	8,000	—	8,000	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	4,147,345	21,701	8,441	779,121	1,669,041	1,669,041	3,244,245	21,701	8,441	608,261	1,302,921	1,302,921		

※1「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

※2「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
				開始	終了		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度		
発生抑制、再使用、再資源化の推進に関するもの	家庭における推進	101	ごみの減量化・資源化教育の推進	ものを大切にすることを意識を育むため、学校教育・社会教育・生涯学習等といった場面で、環境教育、環境学習(例:「いみず環境チャレンジ10」)の推進を図るよう努めていく。また、ごみ処理施設の見学会等を通じて、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量化や資源化活動に対する啓発を図っている。	H 29	H 33						ごみの減量化・資源化教育の推進	
		102	出前講座・講習会・講演会・シンポジウム等の開催	ごみの減量化や資源化に関心を持って貰えるように、自治会等からの要望に応じて職員による出前講座を継続的に実施している。また、定期的に学識経験者や市民団体を招くなどして、講習会や講演会・シンポジウムの開催に努めている。	H 29	H 33						出前講座・講習会・講演会・シンポジウム等の開催	
		103	啓発イベント	市民参加による「いみず環境フェア」(エコ商品の紹介・展示、資源ごみ及び使用済み廃小型家電の回収、地産地消費販売、再生品活用市等)といったイベントを開催している。	H 29	H 33						啓発イベント	
		104	普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用	ごみの減量化や資源化の促進、排出マナー向上を図るため、広報紙やホームページ等を充実し、新聞やインターネット等の各種情報媒体を活用した情報発信に努める。また、市民からの意見等をごみ処理行政に反映させていくため、電子メール等を今後も活用していく。	H 29	H 33						普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用	
		105	標語やポスターの募集	ごみを減らすアイデアやものを大切にすることを意識を育てる標語やポスター等を募集し、広報やホームページ等で公表している。	H 29	H 33						標語やポスターの募集	
		106	表彰制度の推進	ごみの減量化や資源化を実践した団体や個人、集団回収等を活発に行っている団体、排出マナーが優良な地域や校下等に対して表彰し、広報等でその活動を紹介するためのしくみづくりの推進に努めている。	H 29	H 33						表彰制度の推進	
		107	不用品交換等によるリサイクルの促進	市民団体や行政が主催する出店料無料のフリーマーケット等の情報を新聞やインターネット等の各種情報媒体を利用したりして提供する。また、ボランティア団体等による不用になった衣服の寄付活動を支援していく。	H 29	H 33						不用品交換等によるリサイクルの促進	
		108	ごみの排出ルールの遵守・指導徹底	ごみステーションの保全を目的として、自治会等と協力しながら、各地域の特性に応じた分別排出指導や不法投棄の防止に努めている。また、分別排出を指導する際には、地域ごとの環境保全に対する意識や行動の違いを考慮して行う。	H 29	H 33						ごみの排出ルールの遵守・指導徹底	
		109	使用済み廃小型家電の資源化の推進	使用済み廃小型家電(パソコン含む)を資源ごみとして分別回収し、民間資源化施設を活用した資源化を実施している。今後も、資源化を推進し、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制を図っていく。	H 29	H 33						使用済み廃小型家電の資源化の推進	
		110	小売店等の店頭回収の促進	スーパーマーケット等の店頭において、牛乳パックや白色トレイ等の回収を促進し、資源化を進めてもらっている。	H 29	H 33						小売店等の店頭回収の促進	
		111	レジ袋等の容器包装の有料化や買い物袋持参(マイバッグ)運動の促進、収集ごみの有料化制度の継続及び適宜見直し	レジ袋等の有料化や買い物袋(マイバッグ)の持参は、レジ袋を減らす運動であるとともに市民のごみを減らすための意識の啓発にも役立つ。そこで、普及啓発、指導、関係者の連携方策等により、小売店での容器包装の使用の合理化を推進する。また、家庭系燃えるごみの有料化制度を継続することで、分別排出を促進させるとともに、処理経費に見合った処理手数料となるよう適宜見直しを検討していく。	H 29	H 33						レジ袋等の容器包装の有料化や買い物袋持参運動の促進、 収集ごみの有料化制度の継続及び適宜見直し	
		112	資源再利用推進報奨金交付制度の実施	自治会等の市民団体による有価物の集団回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化や資源化が効果的に進められるように、報奨金の交付等による支援制度を継続的に実施していく。	H 29	H 33						資源再利用推進報奨金交付制度の実施	
		113	ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の継続	広報やホームページ等で補助金交付制度の周知を図り、普及・拡大に努める。なお、補助金額については情勢に応じて見直しを図る。	H 29	H 33						ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の継続	
		114	生ごみの減量化・資源化の推進	生ごみは、バイオマスとしての利用価値が高いことから、「射水市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業を引き続き推進していく。また、「G7 富山環境大臣会合」で採択された「富山物質循環フレームワーク」の具体例である食品ロス・食品廃棄物対策として、「3010運動」が全市に広まるよう努める。	H 29	H 33						生ごみの減量化・資源化の推進	
		115	生活排水対策に係る啓発活動の強化	家庭等から排出される水質汚濁負荷量の削減のための啓発活動の強化を図る。	H 29	H 33						生活排水対策に係る啓発活動の強化	
事業所における推進	116	過剰包装の抑制	流通業者や小売業者との連携により、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。	H 29	H 33						過剰包装の抑制		
	117	市内事業所へのごみ減量・資源化指導	大規模な事業所については、毎年事業系一般廃棄物減量・資源化計画書を提出させ、ごみの減量・分別による資源化に、より一層努めるよう指導を行う。	H 29	H 33						市内事業所へのごみ減量・資源化指導		
	118	「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知	富山県では、エコライフの一層の定着・拡大を図るため「とやまエコ・ストア制度」を創設した。今後も、本制度の活用を小売店等に働きかけるとともに、協力店を市民に広く周知していく。	H 29	H 33						「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知		

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
				開始	終了		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	
発生 の抑 推進、 に再 関使 する、 も再 資源 化	119	ごみの搬入管理の強化	毎年、許可業者に対して、対象事業所の名前・所在地・契約収集量のリストの提出を求め、その際に必要に応じて、搬入ごみの内容についての検査を行っており、今後も引き続き実施していく。	H 29	H 33		ごみの搬入管理の強化					
	120	排出事業所や許可業者に対し、資源ごみの分別回収を誘導するための指導・啓発	排出事業所や許可業者に対し、燃えるごみの中に混入している古紙や段ボール、白色トレイ等の資源ごみを分別回収するよう指導・啓発を行っていく。	H 29	H 33		排出事業所や運搬許可業者に対し、資源ごみの分別回収を誘導するための指導・啓発					
	121	リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な使用、販売の促進	小売業者等に対して、購入時に、再利用可能なリターナブル容器等を選択するよう啓発していく。また、市内の商店や量販店に対して、広報やホームページ上で再生品の使用をPRしていき、再生原料を用いた商品や環境にやさしい商品の販売への協力を要請していく。さらに、市として、積極的に再生品利用やグリーン調達等の促進に取り組んでいく。	H 29	H 33		リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な使用、販売の促進					
	122	ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の継続	事業所等に対して、ごみの減量化や資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、ごみ自家処理機材の購入に要した経費について補助制度を設けており、今後も継続していく。また、その他事業所が資源化に取り組める環境整備について調査・研究していく。	H 29	H 33		ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の継続					
	123	事業所ごみ(直接搬入ごみ)の処理手数料の公平で適正な徴収の推進	現在、事業系ごみについては、搬入量にkg単価を乗じる従量制により処理手数料を徴収し、有料化を行っている。今後もこの制度を継続するとともに、処理経費に見合った処理手数料となるよう適宜見直しを検討していくものとする。	H 29	H 33		事業所ごみ(直接搬入ごみ)の処理手数料の公平で適正な徴収の推進					
のに構 関理 す、体 る変 制も更 の	21	効率的な収集運搬の実施	引き続き、効率的な収集運搬の実施を行う。	H 29	H 33		効率的な収集運搬の実施					
	22	浄化槽設置の推進	下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進める。	H 29	H 33		浄化槽設置の推進					
る整 も備 理の に施 関設 すの	1	クリーンピア射水 基幹的設備改良事業(※1)	ごみ焼却施設の延命化を行い、施設運営の効率化(施設整備費、維持管理費の縮減等)を図るために、クリーンピア射水の基幹的設備改良事業を実施する。	H 31	H 33	○	基幹的設備改良事業					
	2	浄化槽設置整備事業(※2)	し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)をあわせて処理する合併処理浄化槽(個人設置型)の設置費用に対して補助することで、生活排水改善の促進を図る。	H 29	H 33	○	浄化槽設置整備事業					
す定 総る 施支 も合 援長 に計設 に画寿 命に 画物 おに 関画 策命 化お 理化 け理	31	1の計画支援 [長寿命化総合計画策定支援事業(※1)]	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)」に基づき、既設(クリーンピア射水)の総合的な長寿命化計画を策定する。	H 29	H 29	○	長寿命化計画策定					
の画 支施 援設 整備 に備 に係 るも 計	32	1の計画支援 [生活環境影響調査事業(※1)]	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に伴う生活環境影響調査を行う。	H 29	H 29	○	生活環境影響調査の実施					
	33	1の計画支援 [事業者選定支援等事業(※1)]	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る工事発注仕様書等作成、事業者選定の支援を行う。	H 30	H 30	○	仕様書作成 事業者選定 支援					
そ の 他	41	廃家電の資源化に関する普及啓発	廃家電の資源化については、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収・再商品化が実施されるよう、関連団体や小売店等と協力して、引き続き、回収方法の普及啓発を行っていく。	H 29	H 33		廃家電の資源化に関する普及啓発					
	42	不法投棄防止対策の推進	河川・海岸・山間地における廃棄物不法投棄合同パトロールや、街灯の設置等を行い、不法投棄の発生防止を図っている。今後も引き続き、適切な対策を推進していくとともに、不法投棄は有料化に付随する問題でもあることから、十分な検討を行っていく。	H 29	H 33		不法投棄防止対策の推進					
	43	廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催等	市民や事業者、行政からの委員で構成された射水市廃棄物減量等推進審議会を定期的開催し、ごみの減量化や資源化及び適正処理の推進に関し調査及び審議する。また、自治会や射水市環境衛生協議会等の市民団体と連携を図りながら、市民参加によるごみの減量化や資源化等の推進に努めていく。	H 29	H 33		廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催等					
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	「射水市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害時に発生する災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるような体制を整備するとともに、平常時から県及び近隣市町村等の関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制の構築に努めていく。	H 29	H 33		災害時の廃棄物処理に関する事項					

※1「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

※2「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	射水市
(2) 施設名称	クリーンピア射水（廃棄物処理施設への先進的設備導入事業）
(3) 工期	平成31年度 ～ 平成33年度
(4) 施設規模	処理能力 138 t / 日（46 t / 24 h × 3 炉）
(5) 形式及び処理方式	形 式：流動床式焼却炉 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効果 8.1%） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 19.9%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	長寿命化総合計画に基づいて、既設の基幹的設備を改良するもので、施設の稼働に必要なエネルギー消費に伴い排出されるCO ₂ 量を5%以上削減する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> （無）

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	該当なし
---------------	------

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	該当なし
(11) 回収ガスの利用計画	該当なし

(12) 事業計画額	4,115,880千円
------------	-------------

備考)「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	射水市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象地域に設置する合併処理浄化槽について予算の範囲内で射水市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付するもの。
(4) 事業期間	平成29年度～平成33年度
(5) 事業対象地域の要件	第3-(1)-ア-(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 2,205千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (35人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			
6～7人槽	5基(35人分)	基	2,205千円	2,205千円	2,205千円
8～10人槽	基(人分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	5基(35人分) 改築を除く	基	2,205千円	2,205千円	2,205千円

備考)「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

長寿命化総合計画策定支援概要

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	射水市
(2) 事業目的	クリーンピア射水（廃棄物処理施設）の基幹的設備改良事業のため
(3) 事業名称	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号 1）に係る長寿命化総合計画策定支援事業
(4) 事業期間	平成 2 9 年度
(5) 事業概要	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」に基づき、既設（クリーンピア射水）の総合的な長寿命化計画を策定する。

(6) 事業計画額	11,000千円
-----------	----------

備考)「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	射水市	
(2) 事業目的	クリーンピア射水（廃棄物処理施設）の基幹的設備改良事業のため	
(3) 事業名称	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る事業者選定支援等事業
(4) 事業期間	平成29年度	平成30年度
(5) 事業概要	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に伴う生活環境影響調査を行う。	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る工事発注仕様書等作成、事業者選定の支援を行う。
(6) 事業計画額	10,260千円	8,000千円

備考)「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。